要支援１・２の認定を受けたかたのサービス利用までの流れ

初めてサービスを利用するかた

お住まいの担当区域の地域包括支援センターに直接連絡をし、介護予防サービスについてご相談ください。

今まで「要支援１・２」の認定を受けていたかたで、既に介護予防サービスを利用しているかた

継続して介護予防サービスを利用することができます。現在の担当ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に今回の認定結果を連絡し、今後のサービス利用などについて、ご相談ください。

今まで「要介護１～５」の認定を受けていたかたで、既に介護サービスを利用しているかた

今までの「要介護」サービスの利用から「要支援」サービスの利用へ変更になります。現在、ケアプランの作成を依頼しているケアマネジャーに今回の認定結果を連絡し、今後のサービス利用などについて、ご相談ください。

地域包括支援センターの保健師などが介護予防計画（ケアプラン）を作成します。

要支援者のケアプランは地域包括支援センターの保健師などが、利用者本人の心身の状態や環境・生活歴などを把握して、本人の力を引き出せるよう、また、在宅での生活が過ごしやすくなるよう、必要なサービスなどについて、本人・家族・サービス担当者を含めて検討し作成します。
（地域包括支援センターがケアプランの作成を居宅介護支援事業所に委託する場合があります。）

○サービス利用の流れ

地域包括支援センターによる状況調査
本人の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、必要なサービスについて、原案を作ります。

→

サービス担当者会議の開催
本人の力を引き出せるようなサービスを、本人・家族・サービス担当者が集まり話し合います。

→

ケアプランの作成
本人に必要なケアプランを作成し、サービスの種類や回数を決定します。

→

介護保険のサービス利用
介護予防サービスを利用します。